

奈良県告示第百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成三十年七月六日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
奥谷 忠行	えだ鍼灸院 生駒市俵口町四五一―一	平成三十年三月三十日
大島 健一	えだ鍼灸院 生駒市俵口町四五一―一	平成三十年三月三十日
江田 佑介	えだ整骨院 生駒市俵口町四五一―一	平成三十年四月一日
藤猪 みち代	あい鍼灸整骨院 天理市川原城町三三二―一 南都観光ビル一階A	平成三十年五月一日
今西 洋子	片岡台鍼灸整骨院 北葛城郡上牧町下牧二―一― 三七	平成三十年六月一日